

# 役場の組織を4月1日から再編

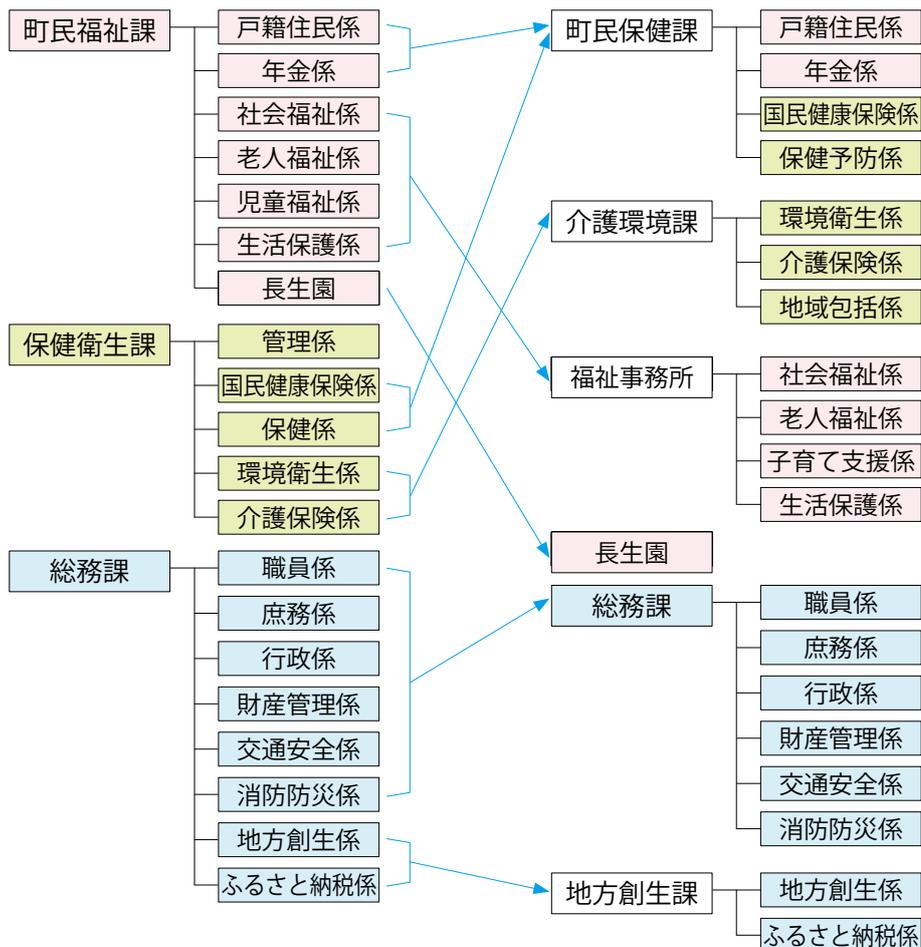
町民のニーズや多様化する役場業務に対応するため、長島町役場の組織を平成30年4月1日から再編します。

町では「長島町課設置条例等の一部を改正する条例」を平成29年第3回長島町議会定例会に

上程し、可決されました。これにより、これまでの保健衛生課、町民福祉課、総務課の3つの課を、4月1日から町民保健課、介護環境課、福祉事務所、長生園、総務課、地方創生課の6つの組織に改めます。

この組織再編にとまない、1月から長島町役場（鷹巣）の1階を一部改修します。ロビーなどが狭くなり町民の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。概要は、次の図のとおりです。

長島町役場組織再編概要図



## 平成33年4月から本所・支所方式へ移行

②新町の行政組織・機構は、当分の間は、両町の庁舎で用事が新たに建設しない。

平成29年第2回長島町議会定例会において、「長島町の事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例」と「長島町役場支所設置条例」の制定議案が可決されました。これにより役場庁舎は平成33年4月1日に現行の分庁方式から本所・支所方式へ移行します。

長島町は2町合併以来、2つの役場庁舎を本所とする分庁方式の体制をとってきました。2町による合併を協議してきた長島地区合併協議会では、  
 ①新庁舎の建設については、現在の両町の庁舎を有効活用することとし、新たに建設しない。  
 ②住民が慣れるまでの当分の間として、将来については、新町の執行部、議会などにゆだねる。  
 ※①～③は要約  
 この報告のもとに合併協定が結ばれ、新町では分庁方式が採用されてきました。  
 町では、同合併協議会での協議の経緯や第1次・第2次長島町行政改革大綱、長島町町有施設の在り方検討委員会の答申などで役場庁舎を本所・支所方式へ移行することが盛り込まれていたことなどを踏まえ、平成28年度に旧長島町地域を対象として庁舎のあり方座談会を開催し、昨年の議会への上程・可決となりました。  
 今後は、指江地域（庁舎）が衰退してしまうことがないよう振興策を推進しながら、本所・支所方式へ移行していくこととなります。